

VII 国における鉄道助成制度

鉄軌道事業者が実施する鉄道施設の耐震対策・浸水対策や、経営環境が厳しい地域鉄道事業者が行う安全な輸送の維持のために必要な設備の整備等に対して、国土交通省から直接助成が行われています。

1 鉄道施設の耐震対策

<鉄道施設総合安全対策事業費補助>

(1) 制度の概要

阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震等に備えて、地震時における、より多くの鉄道利用者の安全確保や、社会・経済的影響の軽減を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進するため、鉄軌道事業者が実施する主要な鉄道駅の耐震補強に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象経費

I 鉄道駅耐震補強事業

乗降客数が一日一万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

II 鉄道施設緊急耐震対策事業

その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある路線の橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路及び津波避難路（以下「緊急輸送道路等」という。）と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強に要する経費。

III 首都直下地震・南海トラフ地震対策事業

その全部又は一部が首都直下地震若しくは南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日一万人以上の路線であって、ピーカー時間あたりの片道列車本數十本以上の区間又は空港アクセス線上にある区間の橋りょう及びトンネルの安全性の向上のために柱、基礎等の補強や落橋防止工の整備により耐震補強を行う事業並びに乗降客一日一万人以上の駅（地平駅を除く。）において、駅の建築物の安全性の向上のための耐震補強、及び駅の機能維持のために必要最小限の範囲の構造物で柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

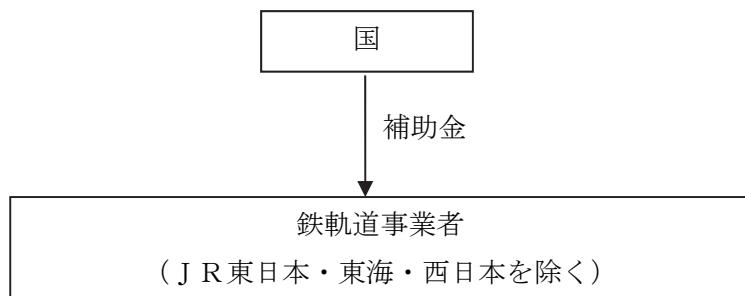
IV 首都直下地震早期復旧対策事業

その全部又は一部が首都直下地震で震度6強以上が想定される地域内にある、片道断面輸送量が一日五万人以上の路線において、橋りょうの復旧性の向上のために柱、基礎等の補強により耐震補強に要する経費。

② 補助率

補助対象経費の 1 / 3 以内

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	4,172 の内数	3,982 の内数	6,608 の内数	4,189 の内数	4,308 の内数



施工前



施工後
(柱に鋼板を巻き補強)



東日本大震災発生直後の
仙台駅前の状況

2 豪雨対策

<鉄道施設総合安全対策事業費補助>

(1) 制度の概要

近年、頻発化・激甚化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策等について、鉄軌道事業者が実施する橋りょう補強、斜面対策等の豪雨対策に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

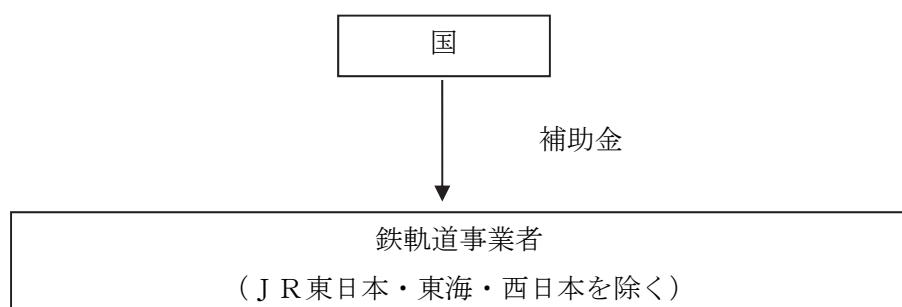
① 補助対象経費

鉄道河川橋りょう、鉄道に隣接する斜面において、橋りょう補強、斜面対策等の整備に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1／3以内

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	R 1	R 2	R 3
予算額 の内数	6,608 の内数	4,189 の内数	4,308 の内数



鉄道河川橋りょう対策事業

鉄道斜面対策事業

3 地下駅の浸水対策

<鉄道施設総合安全対策事業費補助>

(1) 制度の概要

大都市圏では地下駅等の地下空間が数多く存在し、豪雨等による河川の氾濫や大地震に伴う津波等が発生すれば深刻な浸水被害が懸念されるため、各地方公共団体が定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等について、鉄軌道事業者が実施する出入口、トンネル等の浸水対策に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

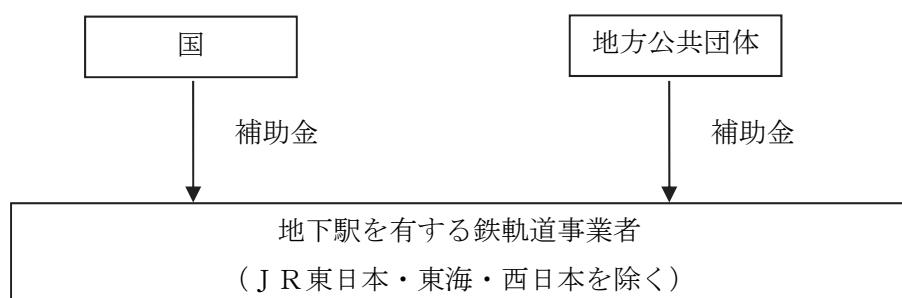
① 補助対象経費

出入口、トンネル坑口、換気口等の開口部及びトンネル内において、止水板、防水扉、浸水防止機等の整備に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1／3以内（地方公共団体による補助以内の額）

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	4,172 の内数	3,982 の内数	6,608 の内数	4,189 の内数	4,308 の内数



止水板



防水扉



防水ゲート

4 鉄道施設の戦略的維持管理・更新

<鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策事業）>

(1) 制度の概要

鉄道事業者が保有している橋りょうやトンネル等の鉄道施設には、法定耐用年数を超えたものが多くあり、これら施設を適切に維持管理することが課題となっている。

このため、人口減少が進み経営環境が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、初期費用はかかるものの、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

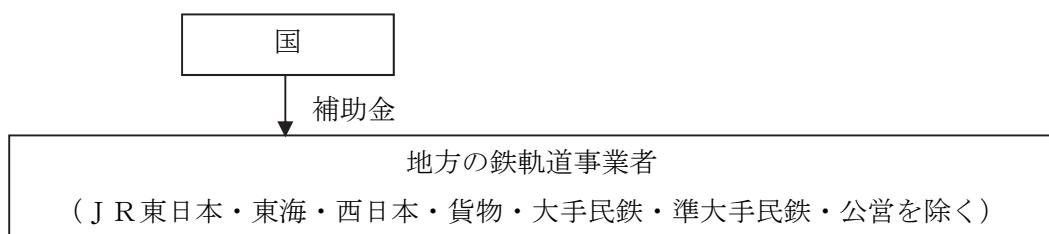
① 補助対象経費

橋りょうやトンネル等の土木構造物の長寿命化に資する補強・改良に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1／3以内

③ 補助の仕組

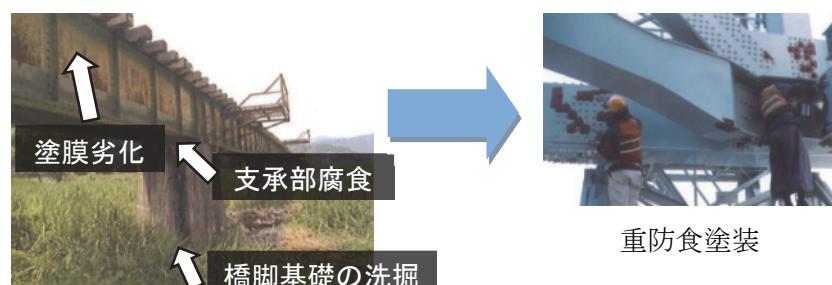


④ 当初予算額の推移 (単位: 百万円)

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	4,172 の内数	3,982 の内数	6,608 の内数	4,189 の内数	4,308 の内数

【老朽化する橋りょう、トンネルの長寿命化に資する改良事例】

・橋りょう



・トンネル



5 災害復旧

<災害復旧事業費補助>

I 鉄道軌道整備法に基づく災害復旧補助

(1) 制度の概要

洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害※を受けた鉄軌道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認めたときは、当該災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。

※ 異常な天然現象による災害とは、洪水、地震の外暴風雨、暴風雪、高潮、山崩、地すべり、津波、噴火等により生じた災害をいい、積雪のため運行休止した場合又は通常の火災により焼失した場合等は含まない。

(2) 制度の内容

① 補助対象（法第3条第4号に定める災害の場合）

<補助対象事業者及び要件>

- ア 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。
- イ 当該災害復旧事業に要する費用の額が、前事業年度における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入の1割以上の額であること。
- ウ 当該鉄軌道事業者が次のいずれにも該当するものであること。

(a) 被災年度前3年間における各年度の鉄軌道事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じていること又は被災年度以降おおむね5年間を超えて各年度の鉄軌道事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

(b) 被災年度前3年間における各年度の全事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生じていること又は被災年度以降おおむね5年間を超えて各年度の全事業の損益計算において欠損若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

(c) 当該災害復旧事業を補助を受けないで施行することとした場合に、その経営の安定に支障を生ずると見込まれること。

エ 当該災害を受けた鉄軌道の収益のみによっては、当該鉄軌道の運営に要する費用を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であると認められること。（被災年度前3年間の平均輸送密度指数が8千人以上の鉄軌道は含まれないものとする。）

② 補助対象（法第8条第5項に定める災害の場合）

<補助対象事業者及び要件>

- ア 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。
- イ 当該災害復旧事業に要する費用の額が、前事業年度における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入以上の額であること。
- ウ 当該鉄軌道事業者が被災年度前3年間における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。
- エ 10年以上の長期的な運行の確保に関する計画を添付すること。

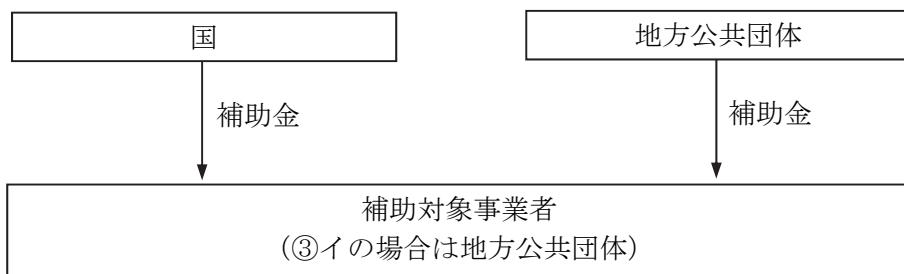
<補助対象経費>

災害復旧事業（原形復旧を原則）に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費

③ 補助率

- ア 法第3条第4号に定める災害の場合は、4分の1以内（関係地方公共団体と同額を補助）。
- イ 法第8条第5項に定める災害の場合は、4分の1以内 ((a)及び(b)の要件を満たす場合は、3分の1以内)
- (a) 災害を受けた鉄道に代わる公共交通機関の確保が困難である場合
- (b) 地方公共団体等が鉄道施設を保有する「公有民営」方式など、事業構造の変更による経営改善を図る場合

④ 補助の仕組



⑤ 当初予算額の推移 (単位：百万円)

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	68	910	910	910	941

II 特定大規模災害等鉄道施設災害復旧補助

(1) 制度の概要

特定大規模災害等により鉄軌道が被害を受けた場合であって、鉄軌道事業者の資力のみでは鉄軌道の施設の復旧を行うことが困難な場合において、鉄軌道の施設の災害復旧事業を支援することにより、その速やかな復旧を図り、もって民生の安定に寄与することを目的とし、当該災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

<補助対象事業者及び要件>

- 一 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。
- 二 当該災害復旧事業に要する費用の額（以下「復旧事業費」という。）が、当該災害を受けた日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度末からさかのぼり1年間における当該災害を受けた鉄軌道の運輸収入（以下「運輸収入」という。）以上の額であること。
- 三 災害復旧事業を行う路線を運行する鉄軌道事業者が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 基準事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね5年間を超えて各年度の鉄軌

道事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。

- ロ 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業（以下「全事業」という。）の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生じていること又は適切な経営努力がなされたとしても、当該災害を受けたことにより、基準事業年度以降おおむね5年間を超えて各年度の全事業の損益計算において経常損失若しくは営業損失を生ずることが確実と認められること。
- ハ 災害復旧事業を補助を受けないで施行することとした場合に、その経営の安定に支障を生ずると見込まれること。
- 四 復旧後の当該路線の長期的な運行（10年以上の運行に限る。）が確保されることが確実と認められること。
- 五 当該災害を受けた鉄軌道の収益のみによっては、当該鉄軌道の運営に要する費用（当該災害復旧事業に要する費用を除く。）を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難であると認められること。

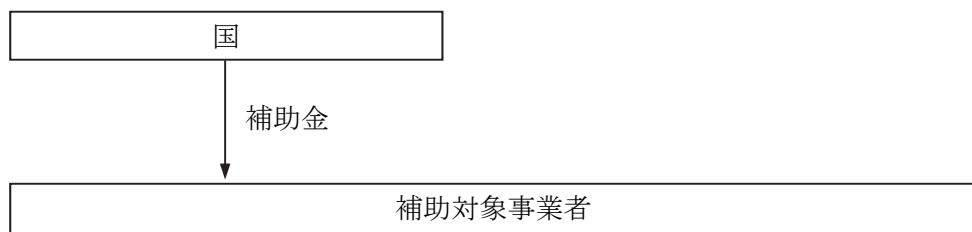
<補助対象経費>

災害復旧事業（原形復旧を原則）に係る工事のため直接必要な本工事費及び附帯工事費

※補助対象に該当する鉄軌道事業者が鉄軌道事業の事業構造の変更を行い、かつ、当該災害復旧事業により復旧した鉄軌道の施設を、地方公共団体又は公共的団体等が保有する場合に限る。

- ② 補助率
2分の1以内

- ③ 補助の仕組



- ④ 初期予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	68	910	910	910	941

6 超電導リニアの技術開発

<鉄道技術開発費補助金（超電導リニア）>

(1) 制度の概要

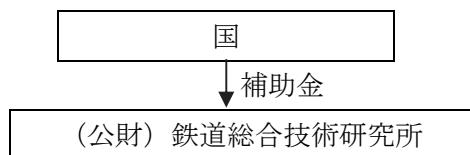
超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）の実用化に向けた技術開発を促進するための基礎技術開発及び高温超電導磁石等高度化技術開発を行うとともに、実用化に向けた走行試験等を進めるために係る技術開発費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象経費及び補助率

- ア) 基礎技術開発及び高温超電導磁石等高度化技術開発に係る経費（補助率1／2）
- イ) 基礎技術開発で得られた成果を基に実用化に向けた走行試験に係る経費（補助率1／4）
- ウ) 実用化に向けた技術開発を行うために(株)日本政策投資銀行からの借入金に係る利子相当分（補助率1／4）

② 補助の仕組



③ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	58	30	17	8	3

7 大鳴門橋の維持修繕

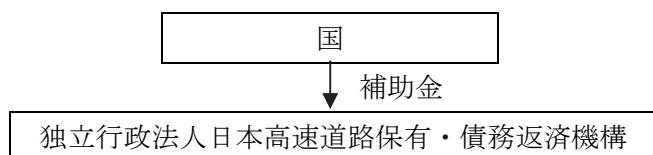
<新線調査費等補助金（本州四国連絡橋）>

（1）制度の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う大鳴門橋の維持修繕に要する経費のうち、鉄道負担分（4.5%）に対して、実施した年度の翌年度に助成する制度である。

（2）制度の内容

- ① 補助対象 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 補助率 定額（全額国費負担）
- ③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	57	45	41	43	40

8 鉄道駅のバリアフリー化

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)>

(1) 制度の概要

本格的高齢社会の到来、障害者の社会参加の要請の高まり等を背景に、高齢者や障害者が鉄道又は軌道を安全かつ円滑に利用できるようにするため、鉄軌道事業者に対して、その駅におけるバリアフリー化設備等に要する経費の一部を補助する。

また、既存の鉄道駅等に保育施設等の生活支援機能を整備するコミュニティ・ステーション化の推進を図るための経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

1) バリアフリー化設備整備事業

既存の鉄軌道駅におけるバリアフリー化設備（内方線付点状ブロック等）の整備に要する経費

2) 利用環境改善促進等事業

駅等の利用者の利便性向上に資する生活支援機能を有する施設（保育所等の子育て支援に係る施設及び医療施設）の整備事業

② 補助率

補助対象経費の1／3以内

③ 補助の仕組



※地域の関係者で構成される協議会で負担割合を協議する。

④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	21,361 の内数	20,950 の内数	22,005 の内数	20,430 の内数	20,630 の内数

9 ホームドア整備

<鉄道施設総合安全対策事業費補助>

(1) 制度の概要

駅ホームにおける転落・接触等は、視覚障害者のみならず一般利用者においても多く発生しており、転落・接触防止効果の高いホームドアを全ての利用者の安全性向上を図るための施設として位置づけ、ホームドアを整備する鉄道事業者に対して支援を行うことにより、更なる整備を促進する。

(2) 制度の内容

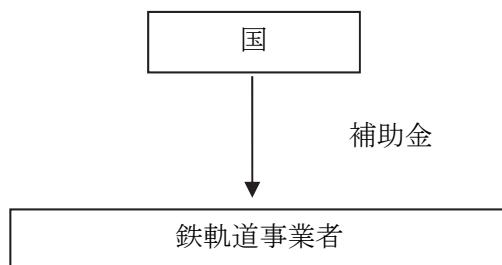
① 補助対象経費

ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に要する経費

② 補助率

補助対象経費の1／3以内

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 2	R 3
予算額	4,189 の内数	4,308 の内数



ホームドア整備

10 利用環境の改善（LRTシステム）

<訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）>

<観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）>

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金（利用環境改善促進等事業）>

（1）制度の概要

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、LRTシステムの導入に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

① 補助対象

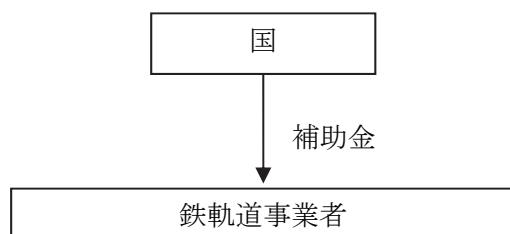
L RV（低床式車両）、レール（制振軌道）、停留施設 等

※ L RT 整備計画に基づき実施される整備であること。

② 補助率

補助対象経費の1／3以内等

③ 補助の仕組



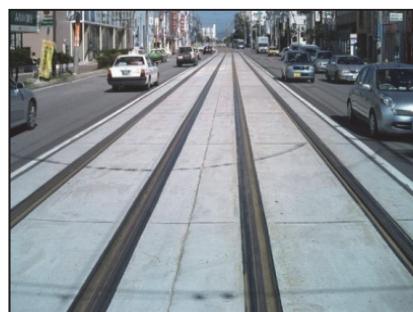
④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	8,530 の内数	8,532 の内数	10,974 の内数	9,812 の内数	4,623 の内数

(注) 令和元年度以降は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び観光振興事業の予算額。



低床式車両の導入



レールの制振性の向上

1.1 地域鉄道事業者の安全性向上

<鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）>
<地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）>

（1）制度の概要

安全な鉄道輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

① 補助対象

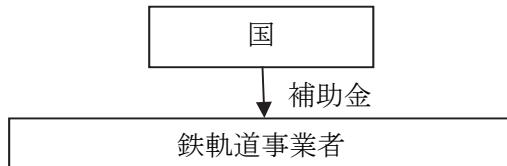
レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、橋りょう、トンネル、車両 等

（注）車両は地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）に限る。

② 補助率

補助対象経費の1／3以内等

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	4,172 の内数	3,982 の内数	6,608 の内数	4,631 の内数	4,308 の内数

2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	21,361 の内数	20,995 の内数	22,005 の内数	20,430 の内数	20,630 の内数



軌道改良



車両の更新

1.2 インバウンド対応（ICカード、段差解消、多言語化等）

＜訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）＞

（1）制度の概要

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性・安全性の向上の促進及び観光地までの移動円滑化等を図るため、ICカード等のより制約の少ないシステムの導入やエレベーター等の段差解消等設備の設置、駅施設等の多言語化、無料公衆無線LAN環境整備、トイレの洋式化、感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

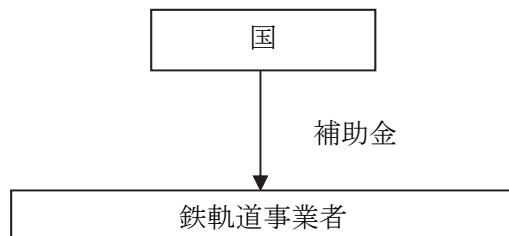
① 補助対象

全国共通ICカード、鉄軌道駅の段差解消、多言語化、多言語案内用タブレット端末等の整備、無料Wi-Fi整備、トイレの洋式化、感染症拡大防止対策のための設備等の導入 等

② 補助率

補助対象経費の1／3以内。但し、非常用電源設備、感染症拡大防止対策のための設備等の導入は1／2以内。

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	8,530 の内数	8,532 の内数	5,474 の内数	5,412 の内数	3,383 の内数



全国共通ICカードの導入



エレベーター等の設置



案内表示装置の多言語化

1.3 インバウンド対応（鉄軌道車両整備）

＜訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業）＞

（1）制度の概要

訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、鉄軌道車両設備の整備に必要な経費の一部を補助する。

（2）制度の内容

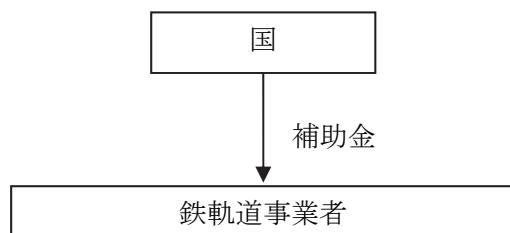
① 補助対象

インバウンド対応型鉄軌道車両の整備

② 補助率

補助対象経費の1／3以内等

③ 補助の仕組



④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
予算額	8,530 の内数	8,532 の内数	5,474 の内数	5,412 の内数	3,383 の内数



インバウンド対応型鉄道車両の整備

1.4 公共交通利用環境の革新等

<観光振興事業費補助金>

(1) 制度の概要

地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国のゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に多い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応、感染症拡大防止対策等の取り組みを一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現するために必要な経費の一部を補助する。

(2) 制度の内容

① 補助対象

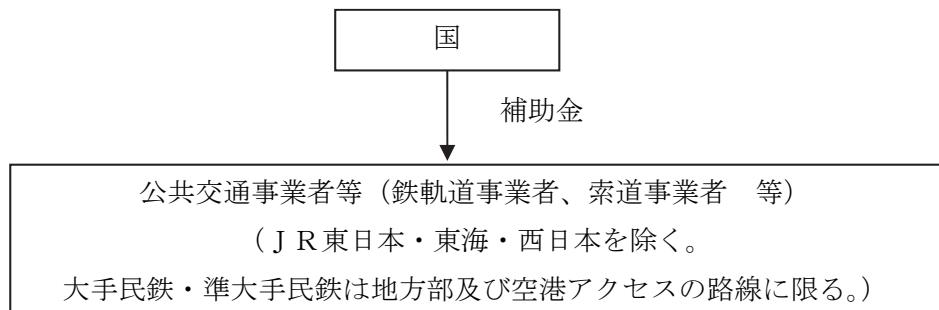
1) 多言語対応、2) 無料Wi-Fiサービス、3) トイレの洋式化、4) キャッシュレス決済対応、5) 感染症拡大防止対策、6) 非常用電源設備、7) 旅客施設の段差解消、LRTシステム、荷物置き場の設置、8) 観光列車、サイクリルトレイン等 [1) ~ 5) のうち3つ以上をセットで整備。あわせて6) ~ 8) を支援可能。]

② 補助率

補助対象経費の1／2

[1) ~ 5) のうちいずれかを実施済みの場合は、1／3。但し、6) 非常用電源設備はいずれの場合でも1／2]

③ 補助の仕組

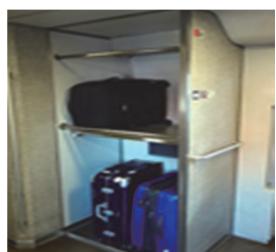


④ 当初予算額の推移（単位：百万円）

年 度	R 1	R 2	R 3
予算額	5,500 の内数	4,400 の内数	1,240 の内数



無料Wi-Fiの整備



荷物置き場の設置



觀光列車